妊婦支援給付金

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を目指して、妊娠から出産・子育てまで寄り添った伴走型相談支援と妊婦支援給付金(1回目妊娠時に5万円、2回目出産後にこどもの人数×5万円)の経済的支援を行っています。

妊婦支援給付金(1回目)



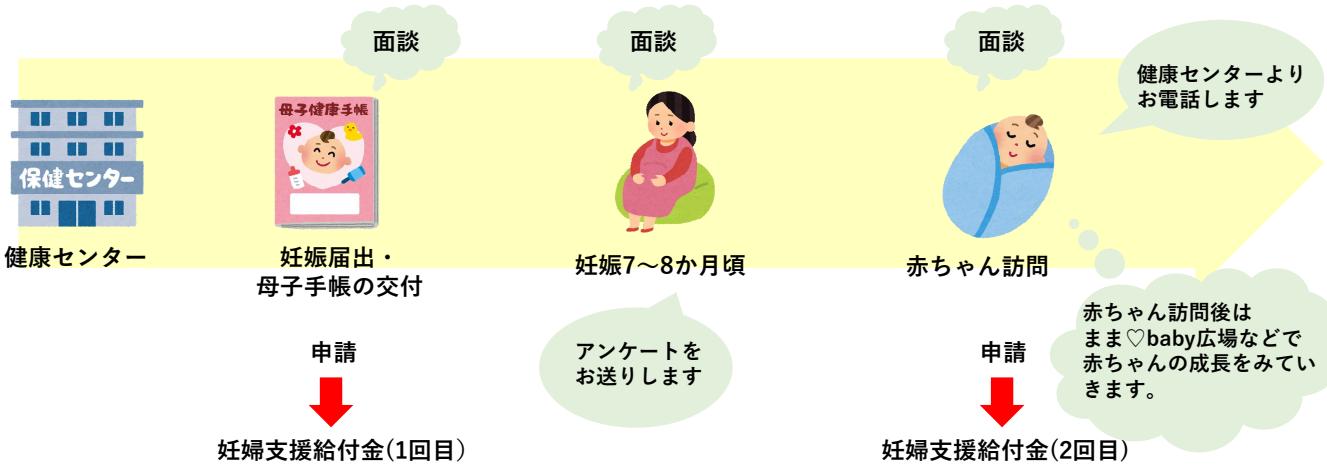
支給額	妊婦さん1人当たり　５万円
対象者	妊婦(産科医療機関において、胎児の心拍が確認できていること) ※申請日時点で住民票が綾町にある方に限ります。
申請方法	妊娠の届出をして面談を受けてください。面談時に申請書をお渡ししますので、申請書を記入の上、下記の必要書類と一緒にご提出ください。 町で確認後、申請書に記入された銀行口座に振込いたします。 【必要書類】 ・受取口座を確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカード等） ・申請者本人確認書類の写し （運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等） ※妊娠届を妊婦さん以外が届出した場合、妊婦さんは別で面談を受ける必要があります。 ※申請者と指定する銀行口座の名義が異なる場合には申請書裏面にある委任欄の記入が必要となります。 ※「ｱﾔﾁｮｳ ｹﾝｺｳｿﾞ ｳｼﾝ」名義で指定口座に申請後1～2か月で振り込まれます。
申請期限	妊娠中に面談を受けて申請してください。

妊婦支援給付金(2回目)



支給額	妊娠しているこどもの人数×5万円
対象者	令和7年4月1日以降に出産する妊産婦 ※申請日時点で住民票が綾町にある方に限ります。
申請方法	出生届を提出したら、健康センターからご連絡します。赤ちゃん訪問の日程調整をし、訪問時に面談を受けてください。面談時に申請書をお渡しします。申請書を記入の上、ご提出ください。町で確認後、申請書に記入された銀行口座に振込いたします。 ※申請者と指定する銀行口座の名義が異なる場合には申請書裏面にある委任欄の記入が必要となります。 ※「ｱﾔﾁｮｳ ｹﾝｺｳｿﾞ ｳｼﾝ」名義で指定口座に申請後1～2か月で振り込まれます。
申請期限	生後4か月までに面談を受けて申請してください。

面談時以外でも、随時ご相談に応じます。



健康センターからのご連絡

〇妊娠届を提出された際に、妊娠届のアンケートなどをもとに、出産や育児に向けての見通しを一緒に考えて、相談に応じます。

〇妊娠7～8か月頃にアンケートをお送りして、面談を行います。

〇出生届出後、健康センターより赤ちゃん訪問の日程調整のためにご連絡いたします。訪問した際に面談を行い、育児に向けた見通しを一緒に考えて、相談に応じます。

注意事項

〇申請日時点で住民票のある方が対象となりますので、綾町から転出を予定されている方は、必ずご連絡ください。

〇他自治体で、「妊婦支援給付金」の給付を受けていない方が対象となりますので、転入の方はご注意ください。

〇妊婦支援給付金は、流産・死産等をされた方も対象になります。
支援給付と組み合わせて相談支援を実施しています。給付金申請時などにお話を伺うことができます。
※上記に該当する方は面談の必要はなく申請書の提出のみで給付を受けることができます。
※体調確認等でご連絡をさせていただくことがあります。

〇申請期間に申請ができない場合はご連絡ください。

健康センターでは、妊娠・出産・育児の見通しを一緒に考えて、不安や困りごとの相談に応じています。また、お子さんの身長・体重の成長を確認することもできます。お気軽にご連絡ください。

お問合せ先　綾町役場 福祉保健課 健康増進係（健康センター）　77-0195